

京都市における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 京都市における行政機関等匿名加工情報の提案の募集、提案、作成、審査及び提供に関し必要な事項については、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）並びにその他関係法令の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(提案の募集)

第3条 市長は定期的に、保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に法第110条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、法第112条第1項の提案を募集するものとする。

(募集期間)

第4条 前条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 市長は、提案の募集に関し必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(提案者に対する情報の提供等)

第5条 市長は、法第112条第1項の提案をしようとする者が容易かつ的確に当該提案をすることができるよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(提案の受付手続き)

第6条 提案の受付事務は総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当（以下「情報管理担当」という。）が担い、情報管理担当の執務室である総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）にて実施する。

(提案書の内容)

第7条 提案は、情報公開コーナーまで、持参又は郵送・信書便により、「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（別記様式第1号。以下「提案書」という。）を提出することで行う。この場合において、代理人によって提案を行うときは、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

2 前項の提案書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 前項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別記様式第2号）

(2) 当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面（別記様式第3号）

3 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める書

類を添付しなければならない。代理人によって提案をする場合は、第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

- (1) 提案をする者が個人である場合にあっては、提案者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、提案者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
- (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため総合企画局デジタル化戦略担当局長が適当と認める書類
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、総合企画局デジタル化戦略担当局長が必要と認める書類

(欠格事由)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「個人情報保護委員会規則」という。）で定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (8) 会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又

は民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査に申請し認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

- (9) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案書等の回付)

第9条 情報管理担当は、提案の受付後速やかに、提案対象となった個人情報ファイルを所管する課（以下「所管課等」という。）に、提案書及び第7条第2項及び第3項により添付された書類（以下「提案書等」という。）を回付する。

(提案書等の記載事項の確認)

第10条 所管課等においては、提案書等において、次の各号に掲げる事項が記載されていることを確認する。

- (1) 提案する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
- (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる法第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えい防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- (8) 行政機関等匿名加工情報に関する希望する提供の方法

(提案書等の不備の訂正)

第11条 所管課等において、前条各号の事項に関し、不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案した者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該提案書等の訂正を求めることができる。

- 2 前項の書類の不備が正しい記載内容を容易に推測できる程度に軽微なものである場合は、提案した者又は代理人の了解を得た上で、所管課等において、補記、修正をすることができる。
- 3 前2項の事務に関し、情報管理担当は、所管課等に対し、行政機関等匿名加工情報制度を所管する見地から、必要な助言を行うことができる。

(選考会議の設置)

第12条 提案について、法第114条第1項に基づき審査するため、京都市行政機関等匿名加工情報提案選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

(選考会議の組織)

第13条 選考会議は、審査員長及び審査員をもって組織する。

- 2 選考会議の審査員長は、総合企画局デジタル化戦略推進室標準化企画・情報管理担当部長の職にある者をもって充て、同局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進課長、同室情報管理課長、同室情報統計・データ利活用推進課長、産業観光局産業イノベーション推進室イノベーション事業統括課長の職にある者をもって充てる。
- 3 選考会議は前項の5名により構成する。ただし、審査員長が必要と認めた時は、選考会議は、専門知識、経験を有する外部の有識者に対し、選考会議の開催に先立って、参考意見の提出を求めることができる。

(審査員長の職務)

第14条 審査員長は、選考会議を代表し、会務を総轄する。

- 2 審査員長に事故があるとき又は審査員長が欠けたときは、あらかじめ審査員長の指定する審査員がその職務を代理する。

(選考会議の手続)

第15条 選考会議は、審査員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考会議は、審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考会議の議事は、出席した審査員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査員長は、会議を開く時間的余裕がないと認めた場合又は会議を招集して審査を行う必要がないと認めた場合は、審査員に提案書等を回議して審査することで、これに代えることができる。
- 5 選考会議は、審査員長が必要と認めた時は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 所管課等は、対象となっている個人情報ファイルに係る法令上の禁止事項や、個人情報が保管されているデータベースの取扱いに関する技術的制約等について、選考会議開催に先立って、参考意見の提出を行うものとする。

(選考会議の事務局)

第16条 選考会議の事務局は、総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当に置く。

(提案の審査等)

第17条 提案に対し、当該提案が法第114条第1項各号に基づき、京都市が定める基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうか、選考会議が審査する。

- 2 審査基準には、次の各号が含まれる。
 - (1) 提案をした者が第8条各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

- (3) 提案書等により特定される加工の方法が、次の基準に適合すること。
- ア 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - イ 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - ウ 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する符号（現に京都市において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
 - エ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - オ その他、対象の個人情報ファイルの性質を勘案し、プライバシー保護に資する適切な措置を講ずること。
- (4) 提案書等記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- (6) 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに提案に係る漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、京都市の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。著しい支障を及ぼすものの例示として、以下の各号がある。
- ア 作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関自らが作成するとなると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合
 - イ 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要があり、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合
 - ウ 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合
- 3 選考会議は非公開とする。

4 市長は、第1項の規定による選考会議からの意見を参考にして、提案が基準に適合すると認めるときは、審査結果通知（別記様式第4号）により、当該提案をした者に対し、京都市との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

5 市長は、第1項の規定による選考会議からの意見を参考にして、提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知（別記様式第5号）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知する。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第18条 第17条第4項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記様式第6号）を情報管理担当に提出し、条例第16条に定める手数料を納付することにより、本市との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

2 情報管理担当は、申込書を所管課等に回付する。

3 所管課等は、申込書を受領し、手数料の納付があったことの確認をした後に、提案をした者との間で契約を締結する。この時、契約書は2通作成し、うち1通は情報管理担当を介して相手方に送付するとともに、残りの1通は申込書とともに課内で保管する。

（手数料の納付）

第19条 前条の手数料は、納入通知書により納付するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第20条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第62条で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の提供等）

第21条 所管課等は、前条に基づき作成した行政機関等匿名加工情報を提供するときは、個人情報保護委員会規則第62条で定める基準を満たす加工となっているか、提供する前に電子計算機を用いて目視による確認を行わなければならない。

2 前項の確認に際しては、所管課等は、個人情報保護委員会規則第62条で定める基準の適合性の判断に関し、情報管理担当との協議を経ておかなければならぬ。

3 行政機関等匿名加工情報の提供は、電子媒体での提供を原則とし、情報公開コーナーでの所管課等の職員から受け渡し又は郵送にて行う。

（行政機関等匿名加工情報を提供したことの報告）

第22条 情報管理担当は、行政機関等匿名加工情報を提供した相手方の氏名又は名称と行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の概要について、京都市情報公開・個人情報保護審議会に報告する。

2 前項の報告は、当該個人又は事業者の営業上の利益及び公正な競争秩序を侵害しない範囲の内容に限って行うこととする。

3 第1項の報告事項は、インターネットの利用により公表する。

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第23条 法第118条の規定により個人情報ファイル簿に行政機関等匿名加工情報に関する事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、情報公開コーナーにまで、持参又は郵送・信書便により、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」(別記様式第7号)を提出し、提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第18条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第4条から前条までの規定は、前項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第7条第2項中「審査結果通知(別記様式第3号)」とあるのは「審査結果通知(別記様式第8号)」と、同条第3項中「審査結果通知(別記様式第4号)」とあるのは「審査結果通知(別記様式第9号)」と読み替えるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第24条 市長は、第18条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第8条の各号(前条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(雑則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年　月　日

京都市長　松井　孝治　殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏　名　　（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称

2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数

3. 加工の方法を特定するに足りる事項

4. 行政機関等匿名加工情報の利用

（1）利用の目的

（2）利用の方法

（3）利用に供する事業の内容

（4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、京都市のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第110条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関等において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が含まれる場合、当該非公開情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号

誓 約 書

年 月 日

京都市長 松井 孝治 殿

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律 第112条第3項
第118条第2項において準用する第112条第3項
の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第113条各号のほか、京都市における行政
機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱第8条各号のいずれにも該当しないことを誓約しま
す。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるもの
のをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

令和 年 月 日

京都市長 松井 孝治 様

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、
名称及び代表者の氏名を記載す
ること。)

個人情報の保護に関する法律第112条第3項第2号（第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本書面を提出します。

以下の理由により、当該事業は、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであり、個人情報の保護に関する法律の目的に沿った事業であることが明らかであると考えられます。

【理由】

記載要領

1. 枠内に理由を記載すること。
2. 枠内に収まらない場合は、適宜用紙を追加すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号

年　月　日
企情管第　号

様

京都市長　松井　孝治

審　査　結　果　通　知　書

年　月　日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

京都市長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2に従って利用料を納付の上、京都市における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱の別記様式第6号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を　　年　　月　　日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4 その他

別記様式第5号

年　月　日
企情管第　号

様

京都市長　松井　孝治

審　査　結　果　通　知　書

年　月　日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第114条第1項第　号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

別記様式第6号

年　月　日

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

京都市長　松井　孝治　殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏　　名（法人その他の団体にあっては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアド
レスを記載すること。担当部署等がある場合
は、当該担当部署名及び担当者を記載す
ること。）

年　月　日付け、京都市指令企情管第　号の「審査結果通知書」を受
領しましたので、個人情報保護に関する法律 第115条

第118条第2項で準用する第115条

の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 不要の文字は、抹消すること。
- 行政機関等匿名加工情報の利用料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付
すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第7号

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年　月　日

京都市長　松井　孝治　殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所（法人その他の団体にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

(ふりがな)

氏　名　　（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律第118条第1項前段 の規定により、

第118条第1項後段

以下のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項

2. 行政機関等匿名加工情報の利用

- (1) 利用の目的
- (2) 利用の方法
- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
- (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。
また、(4) の「上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号

年　月　日
企情管第　号

様

京都市長　松井　孝治

審　査　結　果　通　知　書

年　月　日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

京都市長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2に従って利用料を納付の上、京都市における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要綱の別記様式第5号「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を　　年　　月　　日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4 その他

別記様式第9号

年月日
企情管第号

様

京都市長 松井 孝治

審査結果通知書

年月日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)